

戸塚区連合町内会自治会連絡会4月定例会 議 題 説 明 書

戸塚区福祉保健課

議題名： 令和5年度 とつかハートプラン補助金の募集について

【内容】

令和5年度のハートプラン補助金の募集を、4月3日(月)から開始しています。10月31日(火)まで随時受け付けておりますので、ぜひご活用ください。

なお、申請にあたっては事前相談が原則となります。申請書類の整え方や、他制度・他事業の案内も含めて伴走いたしますので、遠慮なく事業企画担当までお問合せください。

【例年あげている議題か？】

平成28年から、毎年説明しております。今回は、令和4年3月区連会でご説明しました。

**【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】
【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。)**

各地区でご希望される団体等いらっしゃいましたら、ご案内ください。

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 福祉保健課

担当者名 平野 秦 前原

TEL 866-8424 FAX 865-3963

誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指して



とつかハートプラン補助金

募集案内

♪ あなたの地域の活動を応援します 補助金(最大10万円まで)を助成 ♪ ♪



とつかハートプランの推進を目的とし、その普及啓発に資する事業を対象とします。

スタートアップコース

- 新しい活動を始めたい
令和5年度に開始予定(令和6年3月までに)
- 活動が定着するまでの資金補助がほしい
活動開始して3年目までの事業

例えば…

みんなが集える
地域食堂、カフェ
をはじめたい

食材費
調理用具購入
など



公園でみんなで
体操をしたい
CDプレーヤー
救急セットの購入
など

活動継続応援コース

- 大切な活動を続けたい
 - 活動をパワーアップしたい
- 活動基盤の強化や活動継続を目的とした活動
対象経費の5分の4まで補助

例えば…

活動者の
スキルアップを
したい
勉強会、研修会
の開催経費
など

感染症対策
を整えてサロン
を再開したい!
消毒・衛生物品
体温計購入
など

そのほか、講座や教室をオンラインでWeb開催したいなど、活動資金に関することがございましたら、
まずはお気軽にご相談ください。

〈応募方法〉事前にご相談ください

事前相談の上、申請書類一式をご提出ください
区役所 61 番窓口・区社会福祉協議会
地域ケアプラザ窓口で配布のほか
HP からダウンロードできます

とつかハートプラン補助金 検索



申込
書類

補助金交付申請書
事業計画書
事業予算書
団体概要書
団体構成員名簿

事前相談
が必要

募集
期間

4月3日(月)～
10月31日(火)

申込
窓口

戸塚区役所6階 61 番窓口
福祉保健課 事業企画担当
電話 045-866-8424
to-tihukuho@city.yokohama.jp

本補助金は第4期とつかハートプラン(令和3～7年度計画)を推進することを目的とした活動に必要な経費を補助する制度です。

補助金を交付する条件や制限がありますので、事前に応募要項をご確認ください。
※市会の令和5年度予算の議決後に実施が決定されます。

【とつかハートプラン補助金の概要】

詳しくは応募要項をご確認ください

○対象となる事業内容

- ・とつかハートプランの推進に資する公益性の高い活動
- ・とつかハートプランの普及啓発に協力する事業

とつかハートプランとは

とつかハートプラン(戸塚区地域福祉保健計画)は「誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し、地域住民、福祉団体、ボランティアなど、みんなで力を合わせ、よりよい地域をつくるための計画です。

基本理念	誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現			
基本理念の実現に向けた基本目標	基本目標1 支えあいと助けあいのあるまち	基本目標2 みんながふれあう場のあるまち	基本目標3 安全・安心、人にやさしいまち	基本目標4 いつまでも元気で健やかに暮らせるまち

○対象となる条件

団体構成員が5名以上でその半数以上が区内在住・在勤・在学であること、活動の拠点が区内であること、自主的な活動を行うことを目指す団体であること など

○本補助金のコース概要

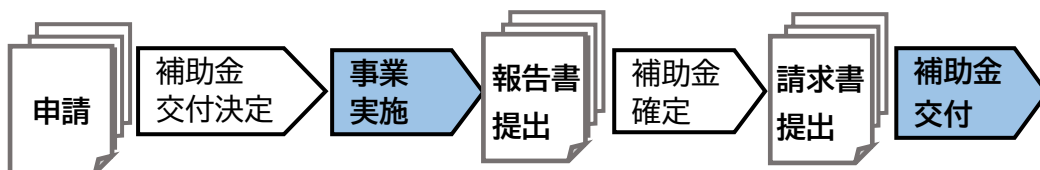
	スタートアップコース		活動継続応援コース
対象	補助事業等のうち、開始以後3年目までの事業		申請しようとする年度において既に補助事業等を行っている補助事業者等となる団体で、当該団体の活動基盤の強化又は活動継続に資する事業を行う場合
	事業開始初年度	事業開始以後2、3年目	
限度額	100,000円		
補助率	1分の1以内	5分の4以内	
補助回数制限	1年度に1回 事業の開始以後3年目まで		1年度に1回、同一団体について通算3回まで

○補助対象となる主な経費

謝金(外部講師など) 食糧費、使用賃借料、印刷費、消耗品費(事業実施に必要なもの)郵送費 設営運搬費、交通費など

○申請からの流れ **まずはご相談ください**

申請後、後日、申請内容のヒアリングを実施。その後、内部の検討会を開催し補助金の交付決定を行います。



- ・まずは応募要項をお読みいただいた上で、ご相談ください。来所される際は事前にお電話ください。
- ・事業に係るすべての支出の領収書等の提出が必要です。
- ・本補助金は第4期とつかハートプラン(令和3~7年度)における取組として実施しています。

